

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	安斎哲也
	同	小貫元
	同	鈴木喜明
	同	斎藤博行

幌延深地層研究所計画を巡っては、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い。」との条例を制定し、道及び幌延町、原子力機構(旧核燃料サイクル開発機構)は研究のみとして「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない。」「研究終了後は埋め戻す。」との協定を締結しています。

しかし、国は、北海道を含む複数の自治体に対して、処分場確保に向けた「文献調査」を申し入れようとしています。

東京電力福島第一原発事故により核燃料サイクルの見直しが検討される中、幌延深地層センターは「核燃料サイクルがどういう方向になろうとも、高レベル放射性廃棄物の処分は地層処分しかなく、幌延での研究は重要だ。」としています。また、東京都の副知事は、視察の際に「この地層に放射性廃棄物を埋められるのではないか。」との認識を示したと報道されました。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引に進められてきました。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、「10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか。」「そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか。」といった答えを持たずに進められています。

今後、深地層研究計画を変質させ、幌延周辺や道北地域、そして道内がなし崩し的に最終処分場にされる危険性があります。

よって、国に対し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関わり、「核抜き条例」や「三者協定」に基づき、下記の事項を要請します。

記

- 1 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（いわゆる核抜き条例）」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこと。
- 2 国の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる「文献調査」の申入れについては受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月24日
小樽市議会

議決年月日	平成24年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------